

市第52号議案

横浜市児童相談所条例の一部改正

横浜市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市児童相談所条例の一部を改正する条例

横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表横浜市中心児童相談所の項中「鶴見区、神奈川区、」を削り、同項の次に次のように加える。

横浜市東部児童相談所	横浜市鶴見区	鶴見区、神奈川区
------------	--------	----------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市東部児童相談所を設置し、及び横浜市中心児童相談所の管轄区域を変更するため、横浜市児童相談所条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横 浜 市 児 童 相 談 所 条 例 （ 抜 粋 ）

（上 段 改 正 案
下 段 現 行）

（ 設 置 ）

第 1 条 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 12 条 第 1 項 の 規 定
に 基 づ き 、 横 浜 市 に 児 童 相 談 所 （ 以 下 「 相 談 所 」 と い う 。 ） を 次
の よ う に 設 置 す る 。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横浜市中央児童相談所	横浜市南区	<u> </u> 西区、中区、南区 鶴見区、神奈川区、
<u>横浜市東部児童相談所</u>	<u>横浜市鶴見区</u>	<u>鶴見区、神奈川区</u>
(省 略)		